

環境大臣が定める熱分解の方法

(平成十七年一月十二日環境省告示第一号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号ロの規定に基づき、環境大臣が定める熱分解の方法を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

環境大臣が定める熱分解の方法

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

イ 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。

ロ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

ハ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量に対し四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量に対し二十五パーセント以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格 D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

ニ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

二 令第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前号以外の場合にあっては、同号イ及びロの規定の例による。